

第四部

防災基本計画アクションプラン

1. 南海トラフ地震・津波対策

(1) 命を守る取り組み

① 耐震事業

地震発生時の木造住宅倒壊の軽減を目的とした耐震事業については、補助開始から令和3年度までに累計で診断1,777件、設計1,143件、工事973件実施されている。耐震事業は、平成26年度から申請数が急激に伸び、設計・工事とも近年は高い数値で横ばいとなっている。しかし、平成31年度から、戸別訪問を休止していることもあり、新規の診断件数は減少している。今後の状況を見ながら、戸別訪問再開も含め検討していく。また、引き続き県と連絡を密にし、執行状況について情報を得ながら補助金が確保できるよう調整のうえ耐震化の促進に努める。あわせて、耐震診断後、設計未了の案件が多数あることから、個別のアナウンスにより、設計への着手を促す。

ブロック塀対策補助事業については令和3年度実施7件、165件の累計となっている。本年度も個別の推進はもとより、避難路沿線の複数件での実施についても災害時の避難、工事費用の抑制等の有意性を示しながら広報等によりブロック塀対策の推進を図る。

家具転倒防止対策補助事業は令和3年度の実施27件、177件の累計件数となっている。令和3年度に補助の拡充を行い、補助金の上限を引き上げたことにより、令和3年度の相談件数・実施件数が大幅に増えた。令和4年度には、補助対象メニューを拡充し、引き続き事業の推進を図る。また、耐震改修とセットでの実施や、地区単位で取り組む等の方法についても検討し、地区防災計画とも連携し推進を図る。

避難所協定を締結している民間の防災拠点施設についての耐震化に対しては、土佐ユートピアカントリークラブの耐震改修が令和2年度で完了となり、現在は介護医療院ことぶきの耐震化について、令和2年度に診断・3年度に設計を実施し、令和4年度改修工事を実施する予定で事業を進める。

② 避難道等整備事業

避難道等整備事業は、計画路線のうち1路線が未了であったが、令和2年度に用地確保が完了した。令和3年度は当該路線整備を実施し、計画路線整備(213本)が完了となった。

避難路については、地区から新たな路線の要望があるため、令和3年度は整備基準を定めた。この整備基準に基づき整備すべきと判断した要望の路線については、県の交付金等を活用し、次年度以降の整備を図る。また、計画路線の完了にともない、平成25年度に作成した地震・津波のハザードマップについて土砂災害の情報も加えた内容で更新を令和4年度に進め、各種の災害に対する避難場所等の把握と迅速な避難につなげていく。

また、防災倉庫の設置については、新たな整備により避難場所として設定された場合に検討する。また、避難場所への誘導看板についても計画路線整備が完了したことから看板設置の計画策定を進める。

③ 防災施設改修、維持補修

これまで避難道、津波避難タワー、避難場所、防災倉庫を整備しており、それらの適切な管理を行うために管理台帳を作成している。今後の補修、修繕については必要に応じて対処していく。津波避難タワーの降下設備については、令和2年度に佐賀タワーへの設置を実施した。令和4年度には他のタワーについても、整備を行う。また、要望のあるスロープについては補助金、設置条件、要件等により可能かどうか勘案のうえ検討を始める。

④ 地区防災計画策定

京都大学防災研究所との共同研究を継続し、令和3年度は、共通ミッションを定めずに各地区での課題に取り組んだ。そのような中、コロナ禍でも工夫しながら、避難行動要支援者の避難訓練に取り組むなどの成果があった。

令和4年度は、「避難行動要支援者の個別避難計画」と「各地区での避難道・避難場所の点検・確認」といった2つの大きな取り組みを進めていく。これらの取り組みをスムーズに進捗させるためにも、係一体となって取り組みを進めていく。

⑤ 他の部局との連携

黒潮町総合防災訓練のチラシを学校へ配布し、訓練参加に対する啓発を行う。また、子どもたちの訓練参画のあり方について学校部局と協議を進める。課題である要配慮者の避難については福祉部局と協議し、実効性のある個別避難計画の策定に向けて引き続き取り組みを進める。社会福祉施設についても災害時における利用者の避難や利用者等への対応について実態把握を行い、災害時の対応マニュアル等の作成に向けて福祉部局と連携のうえ取り組む。

また、「黒潮町学校再開ガイドライン」の見直しに教育委員会とともに関わり、大規模災害後の学校再開のみならず、南海トラフ地震臨時情報発表時の学校運営の在り方（避難所含む）についても検討を行う。

⑥ ICT防災減災対策

通信ネットワーク、災害対応システムやソリューションに対する情報白書については概略を作成しており、災害時の情報インフラ機器の初動マニュアルについても取りまとめを行った。また、本庁舎近辺に居住する職員を対象として、災害対策本部の設営訓練を実施した。訓練についてはブラッシュアップを行いつつ、少人数でも設営が可能ないように訓練を継続していく。災害時の情報発信及び受信の要となる光通信ケーブルについては、耐災害性の強化を図るための冗長化工事や非常用発電機器の整備などは完了となった。引き続き老朽化した放送設備の改修を行っていく。また、防災情報の収集及び発信に向けて、現行システムの活用方法についてのブラッシュアップだけでなく、新たなシステムの導入・使用についても検討を進めていく。

⑦ 「南海トラフ地震臨時情報」への取り組み

庁内での対応についても臨時情報が出た際の防災行動指針（案）は作成済みだが、避難所の開設（場所・方法）等について検討が必要なため、教育委員会等と協議し、具体的な避難所の開設等について検討し、実効性のあるものに仕上げていく。

また、行動指針を南海トラフ地震対策推進会議や庁内ラン等を活用し職員へ周知す

るとともに、臨時情報の情報内容等の周知を図っていく。

(2) 命をつなぐ取り組み

① 道路啓開計画検討

本年度も、国土交通省、高知県が開催する道路啓開に関する協議、訓練等に参加し、通じて得られた課題の解消について検討、要請する。

② 避難所環境整備等

本年度は4箇所の施設に対し避難所環境整備を、6箇所の施設に資機材等の整備を実施予定。また、一般避難所での要配慮者受け入れに要する資機材を整備する予定である。

これまで避難所環境整備事業が実施された避難所においては、運営マニュアルが作成されているが、必要に応じて改定作業を進めるとともに、整備した資機材を使った避難訓練の実施を促す。

③ 備蓄倉庫、備蓄品整備

県は、令和3年度に「高知県備蓄方針」により、流通備蓄・個人備蓄を含めた発災後3日間の8品目（飲料水・食料・ミルク・毛布等・生理用品・おむつ・トイレ・トイレットペーパー）の備蓄方針を定めた。

町でも「高知県備蓄方針」に基づき備蓄計画を見直し、本年度は、これまで通りの水・食料の更新に加え、ミルク等の6品目についても整備を進め、必要な備蓄倉庫の設置も行う。あわせて避難場所（避難タワー等）への備蓄物資の整備も行う。

また、分散備蓄とともに集約した一括備蓄や収納空間の整備方法等について、複合的な観点からの倉庫整備の検討を引き続き行う。

④ 防災拠点施設を整備

これまでに、田野浦分団、田の口分団、鞭分団、入野分団の消防屯所について浸水区域外の高台に整備し、出口分団は集会所の合築により整備した。令和3年度は、早咲分団の消防屯所について、集会所との合築で設計を行っており、本年度は建築を行う。あわせて、令和3年度に用地を取得した、上川口分団の消防屯所について設計・建築を実施して浸水区域外の高台に移転する。

また、その他の浸水区域内にある消防屯所についても分団と協議のうえ、移転先を検討していく。

⑤ 医療救護活動体制の整備

今年度も引き続き協定関係にあるAMD Aと川崎学園と連携を図り医療チームの派遣訓練と受け入れ体制に関する協議を福祉、医療部局と共に進める。

(3) 復旧から復興

① 応急期機能配置計画再検証

応急期機能配置計画については、必要面積に対する用地不足が生じている。町有地の洗い出しを行ったが配置できる適地がない現状となっているため、県有地の応急期における使用可能な土地について県と協議のうえ抽出する。また、幡多管内の市町村による広域の配置についても調整を図る。応急期の短期的な機能については、各個別計画担当部署と協議したうえで、現在の配置計画の見直しを進める。公有地のみでは必要面積の確保が困難な事から、農地等の私有地の配置検討も行う。

② 事前整備

具体的な取組みはできていないが、佐賀・大方道路の整備計画の進捗により、防災への有効な内容が考えられれば国土交通省に対して要請していく。

③ 事前復興計画への取り組み

地域住民の意向が反映された復興計画を事前に策定し、被災後の迅速な復興に備えるため、令和4年度から令和6年度の三年間で佐賀地域事前復興まちづくり計画を策定する。そのために、令和4年度から住民の意向を反映する手段として、佐賀地域でのワークショップを開催し、まずは佐賀地域事前復興まちづくり基本計画を策定し、次年度以降へ繋げ、最終的に住民合意形成を目指して進めていく。

2. 一般災害対策

(1) 水防対策

① 土砂災害に対する取り組み

これまでに自主避難計画を作成した地区は、実際に行動に移せるか検証し、計画の見直し等のブラッシュアップを図る。

本年度も、大方地区、佐賀地区の4エリアで実施し、それぞれの地区の「自主避難計画」を取りまとめる。

また、県により土砂災害特別警戒区域（RZ）の指定が完了したことから、区域内にある避難所等の整理を行い、対応について検討を行う。

土砂災害警戒区域内に立地する小中学校及び福祉施設については、避難確保計画作成は完了したことから、年1回の避難訓練の実施を教育委員会・健康福祉課とともに促していく。

② 風水害に対する取り組み

予測災害である台風への対応として時系列の行動について防災部局を中心とした

全部署の対応手順をまとめたタイムラインを、職員間で共有・検証し、より実効性の高いものとして修正をしていく。また、風水害時における避難行動要支援者の避難について福祉部局と連携し、個別避難計画を策定し、訓練・実行することで問題点を修正し実効性を高めていく。

3. 総合的対策

(1) 各種計画、訓練、関係機関及び組織との連携

① 各種計画の策定、更新

黒潮町の防災計画の中心にある地域防災計画については、国等の制度改正や状況変化により内容を修正し、防災会議を開催し、承認を受け改定する。

黒潮町国土強靱化地域計画については、補助事業・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」等に対応できるよう順次修正等を行っていく。

② 防災訓練

黒潮町総合防災訓練については、平成29年度より可能な地区については地域担当職員が参加しない避難・防災訓練実施を促してきたが、平成30年度は61地区中10地区、令和元年度は14地区の実施となっていたが、令和2年度は5地区、令和3年度は12地区（令和3年度は計画時の地区数。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から訓練は中止）と定着には至っていない。地区での災害対応力の向上につながることから、本年度も引き続き可能な地区は住民のみの訓練構築となるよう促す。夜間避難訓練については本年度も継続して実施する。

職員防災訓練については、令和3年度に新たな訓練プログラムを構築した。本年度はこの訓練プログラムにより実施し、職員の対応力の向上を図るとともに、それぞれの課・室等が主体性をもった災害対応の取り組みとなるよう、年間を通じた訓練を進める。

また、令和3年度に実施した大規模災害時職員初動マニュアルに基づく、災害対策本部設置訓練をより深化させ、非常時の情報・通信機器等の設置等について訓練を行う。

③ 関係機関との連携

黒潮町総合防災訓練の実施内容については、防災関係機関で組織する実行委員会により協議して決定した。本年度も同様に取り組み、災害時におけるそれぞれの対応について共有し連携を図る。

(2) 消防（団）力の充実、強化

① 消防団充実強化

平時の消防団活動はもとより、大規模災害時の通信機器としてデジタル簡易無線機の導入を行い、その使用についても訓練を行っていく。

また、火災発生時の消火活動に必要な消防水利については耐震性貯水槽を国庫補助の活用により年間2基の整備を進めており、本年度は、繰越事業となった下田の口、中ノ川に設置する。

消火栓は補助がないため起債（過疎債）の活用により整備を進めており、消火栓の必要箇所の調査に基づき作成した整備計画や地区要望により10基を設置する。